

新 旧 对 照 表 (土 木 工 事 施 工 管 理 基 準)

旧（令和7年10月改定版）

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、土木工事共通仕様書(案)第1編1～1-25「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

編	章	節	条	仕様	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 箇 所	検 査
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X/10）※			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	土	2	一般施工	6	一般舗装工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、所要箇所に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加算アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X/10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
						厚 さ	-45		-15			
						幅	-50		—			
3	土	2	一般施工	6	一般舗装工	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加算アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15		

新（令和8年10月改定版）

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、土木工事共通仕様書(案)第1編1～1-26「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

編	章	節	条	仕様	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 箇 所	検 査
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X/10）※			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	土	2	一般施工	6	一般舗装工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、所要箇所に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X/10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
						厚 さ	-45		-15			
						幅	-50		—			
3	土	2	一般施工	6	一般舗装工	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X/10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15		

コアー採取について
橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。

新 旧 対 照 表 （ 土 木 工 事 施 工 管 理 基 準 ）

旧（令和7年10月改定版）										新（令和8年10月改定版）									
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 箇 所	摘 要							
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X/10) ※										
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下									
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	－25	－30	－ 8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X/10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。									
						幅	－50		－										
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	－55	－66	－ 8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。									
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	－25	－30	－ 8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X/10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。									
						幅	－50		－										
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	－55	－66	－ 8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。									

新 旧 対 照 表 （ 土 木 工 事 施 工 管 理 基 準 ）

旧（令和7年10月改定版）										新（令和8年10月改定版）									
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 箇 所	摘 要							
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X/10) ※										
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下									
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	5	コンクリート舗装工 (セメント（石灰・瀝青） 安定処理工)	厚 さ	－25	－30	－ 8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図面の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X/10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。								
						幅	－50		—										
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	6	コンクリート舗装工 (セメント（石灰・瀝青） 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	－55	－66	－ 8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。								
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	5	コンクリート舗装工 (セメント（石灰・瀝青）安定処理工)	厚 さ	－25	－30	－ 8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mmに1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図面の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。ただし、10個の測定値の平均値（X/10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。								
						幅	－50		—										
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	6	コンクリート舗装工 (セメント（石灰・瀝青）安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	－55	－66	－ 8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。								

新 旧 対 照 表 （ 土 木 工 事 施 工 管 理 基 準 ）

旧（令和7年10月改定版）										新（令和8年10月改定版）									
編	章	節	条	枝番	工 程	測定項目	規 格 値				測 定 箇 所	摘 要							
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X/10) ※										
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下									
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	－9	－12	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mに1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 横面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。								
						幅	－25		—										
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	－20	－27	－3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。								
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	－9	－12	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mに1個の割でコアーを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 横面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。								
						幅	－25		—										
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	－20	－27	－3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。								

新 旧 对 照 表 (土 木 工 事 施 工 管 理 基 準)

旧（令和7年10月改定版）

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X/10) ※			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	－10		－3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200mm毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200mm毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200mm毎に両側の版縁を測定する。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)において満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						幅	－25		—			
						平 坦 性	—		コンクリートの硬化後3 mプロファイルメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下			
						目地段差	± 2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			

新（令和8年10月改定版）

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X/10) ※			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	－10		－3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200mm毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200mm毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200mm毎に両側の版縁を測定する。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						幅	－25		—			
						平 坦 性	—		コンクリートの硬化後3 mプロファイルメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下			
						目地段差	± 2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			

3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	－22	－3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)において満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
											3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下
						平 坦 性					
						目地段差	± 2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			

新 旧 対 照 表 （ 土 木 工 事 施 工 管 理 基 準 ）

旧（令和7年10月改定版）												新（令和8年10月改定版）													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 箇 所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 箇 所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X/10) ※											個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X/10) ※			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下										中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	11	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X/10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	11	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X/10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						厚 さ	—45	—15																	
						幅	—50	—																	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	12	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 —15	+50 —15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X/10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	12	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 —15	+50 —15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計職員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡2（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X/10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 —15	+50 —15															

新 旧 对 照 表 (土 木 工 事 施 工 管 理 基 準)

旧（令和7年10月改定版）

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 （X）		10個の測定値 の平均（X/10）※			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 — 般 施 工	6 — 般 舗 装 工	12	13	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 （粒度調整路盤工）	厚 さ	－25	－30	－ 8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を割り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X/10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－50		—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 — 般 施 工	6 — 般 舗 装 工	12	14	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 （粒度調整路盤工） （面管理の場合）	厚さあるいは 標高較差	－55	－66	－ 8	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	

新（令和8年10月改定版）

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 （X）		10個の測定値 の平均（X/10）※			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 — 般 施 工	6 — 般 舗 装 工	12	13	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 （粒度調整路盤工）	厚 さ	－25	－30	－ 8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を割り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X/10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－50		—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 — 般 施 工	6 — 般 舗 装 工	12	14	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 （粒度調整路盤工） （面管理の場合）	厚さあるいは 標高較差	－55	－66	－ 8	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	

新 旧 对 照 表 (土 木 工 事 施 工 管 理 基 準)

旧（令和7年10月改定版）

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 箇 所	摘 要		編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 （X）		10個の測定値 の平均（X/10）※												個々の測定値 （X）		10個の測定値 の平均（X/10）※			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下											中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
3土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工	12	15	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	厚 さ	－25	－30	－ 8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコア一を採取もしくは掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X/10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		3土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工	12	15	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	厚 さ	－25	－30	－ 8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコア一を採取もしくは掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測定の管理方法を用いることができる。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X/10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。			
					幅	－50	—																			
3土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工	12	16	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－55	－66	－ 8	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X/10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		3土木工事共通編	2一般施工	6一般舗装工	12	16	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－55	－66	－ 8	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。			

新（令和8年10月改定版）

新 旧 対 照 表 （ 土 木 工 事 施 工 管 理 基 準 ）

旧（令和7年10月改定版）												新（令和8年10月改定版）																							
編	章	節	条	枝番	工 程	測定項目	規 格 値				測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 程	測定項目	規 格 値				測 定 箇 所	摘 要										
							個々の測定値 （X）		10個の測定値 の平均（X/10）※											個々の測定値 （X）		10個の測定値 の平均（X/10）※													
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下										中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下												
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	17	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 （アスファルト中間層）	厚 さ	－9	－12	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X/10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	17	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 （アスファルト中間層）	厚 さ	－9	－12	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X/10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。												
						幅	－25		—									－25		—															
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	18	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 （アスファルト中間層） （面管理の場合）	厚さあるいは 標高較差	－20	－27	－3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	18	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 （アスファルト中間層） （面管理の場合）	厚さあるいは 標高較差	－20	－27	－3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。													

新 旧 对 照 表 (土 木 工 事 施 工 管 理 基 準)

旧（令和7年10月改定版）

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 （X）		10個の測定値 の平均（X/10）※			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	19	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工	厚 さ	－15		－4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200㎜毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80㎜毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80㎜以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X/10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 横面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						幅	－35		—			
						平 坦 性	—		転圧コンクリートの硬化後3mプロフィールメーターにより（σ）2.4mm以下			
						目地段差	± 2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	20	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－15		－4.5		1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値÷設計厚さから求める高さとの差とする。 3mプロフィールメーター （σ）2.4mm以下 直読式 （足付き） （σ）1.75mm以下	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター （σ）2.4mm以下 直読式 （足付き） （σ）1.75mm以下			
						目地段差	± 2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			
						厚さあるいは標高較差	－15		－4.5			

新（令和8年10月改定版）

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 （X）		10個の測定値 の平均（X/10）※			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	19	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工	厚 さ	－15		－4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200㎜毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80㎜毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80㎜以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X/10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 横面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						幅	－35		—			
						平 坦 性	—		転圧コンクリートの硬化後3mプロフィールメーターにより（σ）2.4mm以下			
						目地段差	± 2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	20	コンクリート舗装工 転圧コンクリート版工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－15		－4.5		1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値÷設計厚さから求める高さとの差とする。 3mプロフィールメーター （σ）2.4mm以下 直読式 （足付き） （σ）1.75mm以下	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X/10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用
						平 坦 性	—		3mプロフィールメーター （σ）2.4mm以下 直読式 （足付き） （σ）1.75mm以下			
						目地段差	± 2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			
						厚さあるいは標高較差	－15		－4.5			

新 旧 対 照 表 （ 土 木 工 事 施 工 管 理 基 準 ）

旧（令和7年10月改定版）												新（令和8年10月改定版）													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 箇 所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 箇 所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X/10) ※											個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X/10) ※			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下										中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X/10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X/10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
						厚 さ	-45		-15										-45		-15				
						幅	-50		—										-50		—				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	2	薄層カラー舗装工 上層路盤工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X/10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	2	薄層カラー舗装工 上層路盤工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X/10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
						幅	-50		—										-50		—				

新 旧 对 照 表 (土 木 工 事 施 工 管 理 基 準)

旧（令和7年10月改定版）

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 箇 所	換 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X/10) ※			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	3	薄層カラー舗装工 上層路盤工 (セメント（石灰） 安定処理工)	厚 さ	－25	－30	－ 8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X/10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 横面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
					幅	－50		－				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－ 5		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X/10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 横面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
					幅	－50		－				

新（令和8年10月改定版）

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 箇 所	換 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X/10) ※			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	3	薄層カラー舗装工 上層路盤工 (セメント（石灰） 安定処理工)	厚 さ	－25	－30	－ 8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X/10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
					幅	－50		－				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	－15	－20	－ 5		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X/10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
					幅	－50		－				

新 旧 对 照 表 (土 木 工 事 施 工 管 理 基 準)

旧（令和7年10月改定版）

編	章	節	条	扶番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 （X）		10箇の測定値 の平均（X/10）※			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	5	薄層カラー舗装工 （基層工）	厚 さ	－9	－12	－ 3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 <u>小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。</u> 厚さは、個々の測定値が10箇に9箇以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10箇の測定値の平均値（X/10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10箇未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 横面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を考える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
						幅	－25		－			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	1	ブロック舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	－		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 <u>小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。</u> 厚さは、個々の測定値が10箇に9箇以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10箇の測定値の平均値（X/10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10箇未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
						厚 さ	－45		－15			
						幅	－50		－			

新（令和8年10月改定版）

編	章	節	条	扶番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 （X）		10箇の測定値 の平均（X/10）※			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	5	薄層カラー舗装工 （基層工）	厚 さ	－9	－12	－ 3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 <u>小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。</u> 厚さは、個々の測定値が10箇に9箇以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10箇の測定値の平均値（X/10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10箇未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
						幅	－25		－			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	1	ブロック舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	－		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 <u>小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。</u> 厚さは、個々の測定値が10箇に9箇以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10箇の測定値の平均値（X/10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10箇未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
						厚 さ	－45		－15			
						幅	－50		－			

新 旧 対 照 表 （ 土 木 工 事 施 工 管 理 基 準 ）

旧（令和7年10月改定版）												新（令和8年10月改定版）													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 箇 所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 箇 所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X/10) ※											個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均 (X/10) ※			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下										中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	2	ブロック舗装工 上層路盤工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	－ 8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	2	ブロック舗装工 上層路盤工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	－ 8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
						幅	－50		—									幅	－50		－15				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	3	ブロック舗装工 上層路盤工 (セメント（石灰）安定処理工）	厚 さ	-25	-30	－ 8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	2	ブロック舗装工 上層路盤工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	－ 8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
						幅	－50		—									幅	－50		－15				

新 旧 対 照 表 （ 土 木 工 事 施 工 管 理 基 準 ）

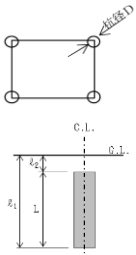
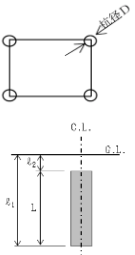
旧（令和7年10月改定版）

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10) ※			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、 表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50		—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、 表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-25		—			

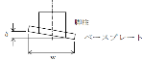
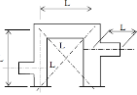
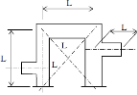
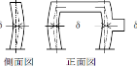
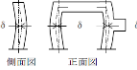
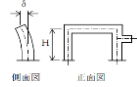
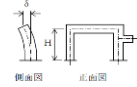
新（令和8年10月改定版）

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10) ※			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	4	ブロック舗装工 加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 2,000㎡以上とする。 小規模とは、 施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50		—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積 2,000㎡以上とする。 小規模とは、 施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-25		—			

新 旧 対 照 表 （ 土 木 工 事 施 工 管 理 基 準 ）

旧（令和7年10月改定版）												新（令和8年10月改定版）													
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X/10) ※											個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X/10) ※			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下										中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領 (案) 第8 編固結工 (スラリー攪拌 工) ・パーチカルドレー ン工編」による管理の場合	基 準 高 ▽	0以上				杭芯位置管理表により基準高を確認		3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領 (案) 第8 編固結工 (スラリー攪拌 工) ・パーチカルドレー ン工編」による管理の場合	基 準 高 ▽	0以上				杭芯位置管理表により基準高を確認	
						位 置	D/8以内												位 置	D/8以内					
						杭 径 D	杭 径 D												杭 径 D	杭 径 D					
						改 良 長 L	改 良 長 L												改 良 長 L	改 良 長 L					

新 旧 対 照 表 (土 木 工 事 施 工 管 理 基 準)

旧（令和7年10月改定版）													新（令和8年10月改定版）																
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 箇 所	摘 要				
							個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X/10) ※											個々の測定値 (X)		10個の測定値 の平均(X/10) ※							
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下										中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下						
10 道路 橋	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部	脚柱とベース プレートの鉛直度 δ (mm)				w/500	各脚柱、ベース プレートを測定			10 道路 橋	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部	橋脚柱とベース プレートの鉛直度 δ (mm)				w/500	各橋脚柱、ベース プレートを測定		
材	孔の位置				±2		全数を測定。		全数を測定。	材	孔の位置				±2	全数を測定。		全数を測定。											
	孔の径d				0～5		全数を測定。				孔の径d				0～5	全数を測定。													
仮 組 立 時	柱の中心間隔、 対角長 L(m)				±5… L≤10m ±10… 10<L≤20m ±(10+(L-20)/10)… 20m<L	両端部及び片持ばり 部を測定。											柱の中心間隔、 対角長 L(m)	±5… L≤10m ±10… 10<L≤20m ±(10+(L-20)/10)… 20m<L	両端部及び片持ばり 部を測定。										
	はりのカンバー 及び柱の曲がり δ (mm)				L/1,000	各主橋の各格点を測 定。											はりのカンバー 及び柱の曲がり δ (mm)	L/1,000	各主橋の各格点を測 定。										
	柱の鉛直度 δ (mm)				10…H≤10 H…H>10	各柱及び片持ばり部 を測定。 H: 高さ(m)											柱の鉛直度 δ (mm)	10…H≤10 H…H>10	各柱及び片持ばり部 を測定。 H: 高さ(m)										

新 旧 対 照 表 （ 土 木 工 事 施 工 管 理 基 準 ）

旧（令和7年10月改定版）								新（令和8年10月改定版）							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	試験成績表等による確認
1セメントコンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・堰工・コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	単位水量測定	「レディミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」（兵庫県土木整備部）」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することという。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合：2回/日（午前1回、午後1回）	・示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	1セメントコンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・堰工・コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	単位水量測定	「レディミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」（兵庫県土木整備部）」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することという。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合：2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数が多い方を採用する。	・示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。
7下層路盤	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	7下層路盤	施工	必須	ブルーフローリング ※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧[4]-288		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。
											または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領（案）」		・全幅、全区間で実施する。 事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	

新 旧 対 照 表 （ 土 木 工 事 施 工 管 理 基 準 ）

旧（令和7年10月改定版）								新（令和8年10月改定版）									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	概要	試験成績表等による確認
11 アスファルト舗装	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって数均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随 時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）		11 アスファルト舗装	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）※右記試験方法（2種類）のいずれかを実施する。	温度計による。	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって数均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随 時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
												または、「表面温度測定装置を用いたアスファルト舗装の温度管理要領（案）」		110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって数均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	アスファルト舗装の表面温度を連続的に計測し、施工範囲全体の表面温度をヒートマップとして記録・管理する。	
14 路床安定処理工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		14 路床安定処理工	施工	必須	ブルーフローリング※右記試験方法（2種類）のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
												または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領（案）」			・路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
15 表層安定処理工（表層混合処理）	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		15 表層安定処理工（表層混合処理）	施工	必須	ブルーフローリング※右記試験方法（2種類）のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
												または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領（案）」			・路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
24 道路土工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		24 道路土工	施工	必須	ブルーフローリング※右記試験方法（2種類）のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
												または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領（案）」			・路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	

新 旧 対 照 表 （ 土 木 工 事 施 工 管 理 基 準 ）

旧（令和7年10月改定版）								新（令和8年10月改定版）							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	試験成績表等による確認
26 コン クリ トダ ム	施工	必須	単位水量測定	「レディー ミクストコ ンクリート 単位水量測 定要領 (案)（平 成16年3月8 日事務連 絡）」	1) 測定した単位水量が、配合設計 ±15kg/m ³ の範囲にある場合はその まま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計 ±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある 場合は、水量変動の原因を調査し、 生コン製造者に改善を指示し、その 運搬車の生コンは打設する。その 後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定 するまで、運搬車の3台毎に1回、 単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定する まで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以 内の値を観測することという。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を 越える場合は、生コンを打込まず に、持ち帰らせ、水量変動の原因を 調査し、生コン製造業者に改善を指 示しなければならない。その後の配 合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全 運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値又は指示値を 超えた場合は1回に限り再試験を実 施することができる。再試験を実 施したい場合は2回の測定結果のう ち、配合設計との差の絶対値の小さ い方で評価してよい。	コンクリート種別ごとの、 100ml/日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材 の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg /m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本と する。	1セ メン トコ ンク リ ー ト・ (転 圧コ ンク リ ー ト・ コン ク リ ー ト・ 覆エ コン ク リ ー ト・ 吹付 コン ク リ ー トを 除く))	施工	必須	単位水量測定	「レディー ミクストコ ンクリート 単位水量測 定要領 (案)（兵 庫県土木 部）」	1) 測定した単位水量が、配合設計 ±15kg/m ³ の範囲にある場合はその まま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計 ±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある 場合は、水量変動の原因を調査し、 生コン製造者に改善を指示し、その 運搬車の生コンは打設する。その 後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定 するまで、運搬車の3台毎に1回、 単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定する まで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以 内の値を観測することという。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を 越える場合は、生コンを打込まず に、持ち帰らせ、水量変動の原因を 調査し、生コン製造業者に改善を指 示しなければならない。その後の配 合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全 運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値又は指示値を 超えた場合は1回に限り再試験を実 施することができる。再試験を実 施したい場合は2回の測定結果のう ち、配合設計との差の絶対値の小さ い方で評価してよい。	100ml/日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要 構造物の場合は重要度に応じて、100ml～ 150mlごとに1回、及び荷卸し時に品質変 化が認められたときとし、測定回数が多い 方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材 の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/ m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とす る。
27 覆エ コン クリ ー ト (N A T M)	施工	必須	単位水量測定	「レディー ミクストコ ンクリート 単位水量測 定要領 (案)（平 成16年3月8 日事務連 絡）」	1) 測定した単位水量が、配合設計 ±15kg/m ³ の範囲にある場合はその まま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計 ±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある 場合は、水量変動の原因を調査し、 生コン製造者に改善を指示し、その 運搬車の生コンは打設する。その 後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定 するまで、運搬車の3台毎に1回、 単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定する まで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以 内の値を観測することという。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を 越える場合は、生コンを打込まず に、持ち帰らせ、水量変動の原因を 調査し、生コン製造業者に改善を指 示しなければならない。その後の配 合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全 運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値又は指示値を 超えた場合は1回に限り再試験を実 施することができる。再試験を実 施したい場合は2回の測定結果のう ち、配合設計との差の絶対値の小さ い方で評価してよい。	コンクリート種別ごとの、 100ml/日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材 の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg /m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本と する。	1セ メン トコ ンク リ ー ト・ (転 圧コ ンク リ ー ト・ コン ク リ ー ト・ 覆エ コン ク リ ー トを 除く))	施工	必須	単位水量測定	「レディー ミクストコ ンクリート 単位水量測 定要領 (案)（兵 庫県土木 部）」	1) 測定した単位水量が、配合設計 ±15kg/m ³ の範囲にある場合はその まま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計 ±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある 場合は、水量変動の原因を調査し、 生コン製造者に改善を指示し、その 運搬車の生コンは打設する。その 後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定 するまで、運搬車の3台毎に1回、 単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定する まで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以 内の値を観測することという。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を 越える場合は、生コンを打込まず に、持ち帰らせ、水量変動の原因を 調査し、生コン製造業者に改善を指 示しなければならない。その後の配 合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全 運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値又は指示値を 超えた場合は1回に限り再試験を実 施することができる。再試験を実 施したい場合は2回の測定結果のう ち、配合設計との差の絶対値の小さ い方で評価してよい。	100ml/日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要 構造物の場合は重要度に応じて、100ml～ 150mlごとに1回、及び荷卸し時に品質変 化が認められたときとし、測定回数が多い 方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材 の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/ m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とす る。

新 旧 対 照 表 （ 土 木 工 事 施 工 管 理 基 準 ）

旧（令和7年10月改定版）								新（令和8年10月改定版）									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	試験成績表等による確認		
3 プラント 再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材 粒度	舗装調査・ 試験法便覧 [2]~16		再生骨材使用量500 t ごとに1回。 【参考】 舗装再生便覧（平成22年11月）	○	3 プラント 再生舗装工	材料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材 粒度	舗装調査・ 試験法便覧 [2]~16		再生骨材使用量500 t ごとに1回。 【参考】 舗装再生便覧（平成22年11月）	○		
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装試験法 便覧 3-9-6 舗装調査・ 試験法便覧 [4]~318	3.8%以上	【参考】 舗装再生便覧（平成22年11月）	○				再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装試験法 便覧 3-9-6 舗装調査・ 試験法便覧 [4]~318	3.8%以上	【参考】 舗装再生便覧（平成22年11月）	○		
			再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル 安定度試験 による再生 骨材の旧ア スファルト 性状判定方 法	20（1/10mm）以上（25℃）	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 t を超える場 合は2回。1日の再生骨材使用量が100 t 未 満の場合は、再生骨材を使用しない日 を除いて2日に1回とする。	○				再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル 安定度試験 による再生 骨材の旧ア スファルト 性状判定方 法	20（1/10mm）以上（25℃） ※針入度または圧裂係数のどちらか が規格値を満足すればよい	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 t を超える場 合は2回。1日の再生骨材使用量が100 t 未 満の場合は、再生骨材を使用しない日 を除いて2日に1回とする。	○		
											再生骨材 アスファルトコンクリート 再生骨材圧裂係数	舗装再生便 覧（令和6年 3月）付録- 02 アス ファルトコ ンクリート 再生骨材の 圧裂係数の 求め方	1.70（MPa/mm）以下（25℃） ※針入度または圧裂係数のどちらか が規格値を満足すればよい	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 t を超える場 合は2回。1日の再生骨材使用量が100 t 未 満の場合は、再生骨材を使用しない日 を除いて2日に1回とする。	○		
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便 覧	5 % 以下	再生骨材使用量500 t ごとに1回。 洗い試験で失われる量とは、試料のアス ファルトコンクリート再生骨材の水洗前 の75μmふるいにとどまるものと、水洗 後の75μmふるいにとどまるものを気乾 もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量 の差からもとめる 【参考】 舗装再生便覧（平成22年11月）	○				再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便 覧	5 % 以下	再生骨材使用量500 t ごとに1回。 洗い試験で失われる量とは、試料のアス ファルトコンクリート再生骨材の水洗前 の75μmふるいにとどまるものと、水洗後 の75μmふるいにとどまるものを気乾し しくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差 からもとめる 【参考】 舗装再生便覧（平成22年11月）	○		
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207 石油アスファルト規格	2 回以上及び材料の変化	参考】 舗装再生便覧（平成22年11月）	○				再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207 石油アスファルト規格	2 回以上及び材料の変化	参考】 舗装再生便覧（平成22年11月）	○

新 旧 対 照 表 （ 土 木 工 事 施 工 管 理 基 準 ）

旧（令和7年10月改定版）								新（令和8年10月改定版）									
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
3 5 ガス 切断 工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50 μm以下 二次部材の最大表面粗さ 100 μm以下（ただし、切削による場合は50 μm以下）		最大表面粗さとは、JIS B 0601（2013）に規定する最大高さ粗さRzとする。 【参考】 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編（平成24年3月）		3 5 ガス 切断 工	施工	必須	表面粗さ	目視	最大表面粗さ50μm以下（切削による場合もこれに準ずる）		最大表面粗さとは、JIS B 0601（2013）に規定する最大高さ粗さRzとする。	
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあつてはならない 二次部材：1 mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。 【参考】 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編（平成24年3月）					ノッチ	・目視 ・計測	ノッチがあつてはならない			
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。		【参考】 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編（平成24年3月）					スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。		【参考】 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編（平成24年3月）	
			上縁の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。		【参考】 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編（平成24年3月）					上縁の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。		【参考】 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編（平成24年3月）	
3 6 溶接 工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法」による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 【参考】 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編（平成29年11月）	○	3 6 溶接 工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法」による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			型曲げ試験 （19mm未満裏曲げ） （19mm以上側曲げ）： 開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホール又はスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法」による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 【参考】 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編（平成29年11月）	○				型曲げ試験 （19mm未満裏曲げ） （19mm以上側曲げ）： 開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホール又はスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法」による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○

新 旧 対 照 表 （ 土 木 工 事 施 工 管 理 基 準 ）

旧（令和7年10月改定版）								新（令和8年10月改定版）							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	試験成績表等による確認
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれの3個の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法図-20.8.2衝撃試験片試験片の個数：各部位につき3	○				衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれの3個の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			マクロ試験：開先溶接	JIS 0 0553に準じる。	欠陥があてはならない。	試験片の個数：1	○				マクロ試験：開先溶接	JIS 0 0553に準じる。	欠陥があてはならない。	試験片の個数：1	○
			非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査20.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	○				非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編鋼部材・鋼上部構造編17.8.6外部きず検査17.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	○

新 旧 対 照 表 （ 土 木 工 事 施 工 管 理 基 準 ）

旧（令和7年10月改定版）								新（令和8年10月改定版）								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	試験成績表等による確認	
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。 □ □ □ □	試験片の形状：「日本道路協会道路標示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路標示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 図-17.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状試験片による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 【参考】 道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編（平成29年11月）				マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路標示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 図-17.8.4溶接施工法 図-17.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路標示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 図-17.8.4溶接施工法 図-17.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm以上、引張強さは 400～550N/mm、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	・溶接方法は「日本道路協会道路標示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.4溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 【参考】 道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編（平成24年3月）	○			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm以上、引張強さは 400～550N/mm、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	・溶接方法は「日本道路協会道路標示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.4溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	・溶接方法は「日本道路協会道路標示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.4溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 【参考】 道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋編（平成24年3月）	○			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	・溶接方法は「日本道路協会道路標示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.4溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路標示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解 20.8.6及び表-解 20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解 20.8.6及び表-解 20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路標示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 3.2継手の強度等級に示されている。 （非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。 【参考】 道路標示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編（平成29年11月）				突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。	・「日本道路協会道路標示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編 表-解 17.8.6及び表-解 17.8.7及び表-解 20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解 17.8.6及び表-解 17.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路標示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編 表-解 17.8.6及び表-解 17.8.7に示されている。 （非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○	

新 旧 対 照 表 （ 土 木 工 事 施 工 管 理 基 準 ）

旧（令和7年10月改定版）								新（令和8年10月改定版）							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	試験成績表等による確認
			外観検査（割れ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 【参考】 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編（平成29年11月）				外観検査（割れ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。
			外観形状検査（ビード表面のビット）	・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、1溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にビットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	【参考】 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編（平成29年11月）				外観形状検査（ビード表面のビット）	・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、1溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にビットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	
			外観形状検査（ビード表面の凹凸）		ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。	【参考】 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編（平成29年11月）					外観形状検査（ビード表面の凹凸）		ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。		
			外観形状検査（アンダーカット）	・目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査の規定による。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編3.2継手の強度等級」に示されている。 【参考】 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編（平成24年3月）				外観形状検査（アンダーカット）	・目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.6外部きず検査の規定による。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編表-解17.8.4及び表-解17.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解17.8.4及び表-解17.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編16.3.2継手の強度等級」に示されている。
			外観検査（オーバーラップ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。	【参考】 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編（平成24年3月）				外観検査（オーバーラップ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。	
			外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに±1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	【参考】 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編（平成24年3月）				外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに±1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	

新 旧 対 照 表 （ 土 木 工 事 施 工 管 理 基 準 ）

旧（令和7年10月改定版）								新（令和8年10月改定版）								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	試験成績表等による確認	
			外観形状検査（余盛高さ）	・目視及びノギス等による計測	設計図書による。 設計図書に特に仕上げる指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げてよくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅 (B[mm]) 余盛高さ (h[mm]) B <15 : h ≦ 3 15 ≦ B <25 : h ≦ 4 25 ≦ B : h ≦ (4 / 25) ・ B	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	【参考】 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編（平成24年3月）				外観形状検査（余盛高さ）	・目視及びノギス等による計測	設計図書による。 設計図書に特に仕上げる指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げてよくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅 (B[mm]) 余盛高さ (h[mm]) B <15 : h ≦ 3 15 ≦ B <25 : h ≦ 4 25 ≦ B : h ≦ (4 / 25) ・ B	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観検査（アークスタッド）	・目視及びノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上り量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）を超えてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	【参考】 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋・鋼部材編（平成29年11月）				外観検査（アークスタッド）	・目視及びノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上り量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）を超えてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
その他			ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1％について抜取り曲げ検査を行うものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。 【参考】 道路橋示方書・同解説Ⅱ鋼橋編（平成24年3月）	その他			ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1％について抜取り曲げ検査を行うものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	

新 旧 対 照 表 （ 土 木 工 事 施 工 管 理 基 準 ）

旧（令和7年10月改定版）	新（令和8年10月改定版）
写真管理基準（案）	写真管理基準
2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。また、「T S ・ G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。	2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（国土交通省）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。また、「T S ・ G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領（国土交通省）」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。
2-5 写真の編集等 (1) 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、発注者の承諾を得た場合、サイズの変更、回転、パノラマ、全体の明るさの補正のみ認めるものとする。 (2) 別紙2「デジタル工事写真の小黒板情報電子化についての一部改定について」に基づく小黒板情報の電子的記入は（1）の写真編集には当たらない。 ただし、（1）のただし書きの補正は認めないものとする。	2-5 写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、発注者の承諾を得た場合、サイズの変更、回転、パノラマ、全体の明るさの補正のみ認めるものとする。
2-6 撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 (1) 写真はカラーとする。 (2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。（100万画素程度） (3) 映像と読み替える場合は、以下も追加する。 (4) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。 (5) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。	2-6 撮影の仕様 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 (1) 写真はカラーとする。 (2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。 (3) 映像と読み替える場合は、以下も追加する。 (4) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。 (5) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。
4. その他 撮影箇所一覧表の用語の定義 (1) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (2) フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、「写真管理基準（案）令和2年3月」を参考に監督員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。	4. その他 撮影箇所一覧表の用語の定義 (1) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (2) フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、「写真管理基準（案）」を参考に監督員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。